

令和 5 年 10 月 31 日現在

機関番号：33918

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02131

研究課題名（和文）犯罪者の立ち直り支援に有効な資源開発に関する総合的研究

研究課題名（英文）Comprehensive study on the development of effective resources for supporting the rehabilitation of criminals

研究代表者

藤原 正範（Fujiwara, Masanori）

日本福祉大学・ソーシャルインクルージョン研究センター・研究フェロー

研究者番号：90410935

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）： 刑事事件を引き起こした人の立ち直りを刑事司法手続のみで実現することは難しい。2009年からの地域生活定着支援センター設立により、刑務所出所者に対する支援は飛躍的に充実した。しかし、被疑者・被告人段階の支援はいまだ不十分である。本研究は、捜査から刑事司法手続終了後まで一貫して、弁護士とソーシャルワーカーが協働して関わる実践の有効性を明らかにした。刑事司法は人権を制限して行うものであり時間的限界がある。立ち直り支援は本人のニーズがある限り継続する必要がある。法律専門職とソーシャルワーカーの協働による民間活動が有効である。しかし、その活動を支える財政と担い手の確保に課題がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

犯罪者の立ち直りのためには、捜査・公訴提起・裁判・受刑（矯正）・更生保護の刑事司法手続及びその手続終了後の社会復帰までを見据えた一貫した支援体制を構築することが必要である。その中でも被疑者・被告人段階が重要である。刑事裁判にソーシャルワーカーが関与する制度を作ることにより、現に行われている刑罰の執行及び社会復帰におけるソーシャルワーカーの活動がさらに活性化する。本研究が先進的に取り組まれている全国各地の民間活動の情報を明らかにしたことにより、確実な立ち直り支援のために今後どのような方向性を持つべきか、そのためにどのような資源開発が必要かについての課題を特定することができた。

研究成果の概要（英文）： People who have committed criminal offenses cannot be easily rehabilitated through the workings of the criminal justice system alone. Thanks to the establishment of “Community Living and Settlement Support Center for Ex-inmates” beginning in 2009, support for former inmates has increased substantially. However, support remains insufficient for those who are still suspects or defendants. The present study examined the efficacy of support from attorneys and social workers working together, from the investigation stage to the conclusion of criminal justice proceedings. Criminal justice restricts human rights and has effect for only a limited time. Rehabilitation support must be continued for as long as the person being supported needs it; an effective means of such support is private activity through collaboration between professionals in law and social work. However, securing funding for support and personnel to provide it remains an issue.

研究分野：司法福祉学

キーワード：司法ソーシャルワーク 地域生活定着支援センター 立ち直り支援 刑事弁護 入口支援

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

犯罪統計の動向を見ると、刑法犯検挙者数は2004年をピークに漸減の傾向にあるが、検挙者に占める再犯者率が一貫して上昇していること、検挙者数に占める高齢者比率が年々上昇していることがわかる。また、2003年以降の山本譲司の一連の著作により、刑務所に収容される障害のある人、障害が疑われる人の数が無視できないほど多いことが明らかになった。刑務所の高齢の人、障害のある人を、既存の更生保護制度によって一般社会の生活に適應する状態にすることは困難であり、ひいてはそれが検挙者数に占める再犯者比率を上げる結果を生んでいる。

長崎県の社会福祉法人「南高愛隣会」が、障害のある人の刑務所出所に伴う社会福祉の支援を検討する試行的研究を行った。その成果に基づく提言をきっかけに、2009年から厚生労働省の事業として「地域生活定着支援事業」が開始され、それによって全都道府県に地域生活定着支援センターが設置された。

また、2016年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、それを受けて2017年に国は「再犯防止推進計画」を策定した。この計画は、さらなる国の効果ある政策の実施に加え、自治体による保健医療・福祉サービス利用の推進、学校教育等との連携、民間団体の協力などにより再犯防止のための基盤整備を行い、犯罪・非行をした人の地域への包摂を進めて行く方向性を明示した。

2. 研究の目的

本研究は、刑事司法手続(捜査・公訴提起 裁判 矯正・更生保護)のみで犯罪者を立ち直らせ社会生活に復帰させることが困難であるという現状認識の下で、2009年発足の地域生活定着支援センターの活動の実情、及び全国各地で行われている社会福祉の支援の活用を中心とした新たな資源の状況を調査し、同種の課題における世界的動向を参考にしながら、より効果的な資源開発を展望することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の目的達成のため、次の3つの活動を並行して取り組んだ。

- (1) 全国各地の地域生活定着支援センターにおいて、どのような地域内資源が活用され、新たな資源開発のためにどのような活動が行われているかを調査した。この調査は、全国地域生活定着支援センターが公表する情報を入手しつつ、とりわけ愛知県・三重県・岡山県の各センターの活動の実情把握に努めた。
- (2) 民間組織の新しい発想による立ち直り支援の実際とそこで生じている困難を明らかにし、その克服方法を検討した。調査対象は次の4つである。
 - ・「NPO法人静岡司法福祉ネット明日の空」(静岡県): 刑事司法手続の中にいる人(被疑者・被告人・受刑者・更生保護対象者)及び刑事司法手続を離れてなお福祉ニーズのある人の支援を一貫して行う。
 - ・「NPO法人再非行防止サポートセンター愛知」(愛知県): 主に非行少年の支援を行う。少年院退院者への社会復帰支援に力を入れている。自立準備ホームを運営する。
 - ・「NPO法人岡山・ホームレス支援きずな」(岡山県): ホームレスの人に対する居住支援・就労支援を中心に活動する。支援する対象者の中に刑事司法手続の中にある人、刑務所出所者が存在する。自立準備ホームを運営する。
 - ・「NPO法人抱樸」(福岡県): ホームレスの人への居住支援・就労支援を行い、その中に元受刑者などが存在する。無料低額宿泊所、高齢者福祉サービス事業等を多角的に運営し、幅広い支援活動を行う。
- (3) 刑事司法専門職とソーシャルワーカーの協働についての国際的動向を調査した。世界ソーシャルワーク会議の中での司法分野の議論状況を収集するとともに日本の現状を報告する目的でSWSD2018(2018年ソーシャルワーク・世界開発合同世界大会)に出席した。また、アメリカ合衆国の司法ソーシャルワークに関する情報を収集するとともに日本の状況を報告することを目的にして2019 NOFSW Conference(2019年全米司法ソーシャルワーク機構大会)に出席した。また、2019年にソーシャルワークを専門とするアンナ・シャヤット教授をジョージア大学を招聘し、三重で「刑事司法制度の中のソーシャルワーク」と題する講演会を開催した。さらに、NOFSWのティナ・マスキ元会長等編集の「Forensic Social Work: Psychosocial and Legal Issues Across Diverse Populations and Setting: Second Edition」(以下、「Forensic Social Work」という)の翻訳作業を開始した。

上の3つの研究活動に関する情報交換を行うため、次のような会を開催した。

(1) 司法ソーシャルワーク研究集会

この研究集会は、刑事司法手続の中での福祉的支援等に関わる資源開発に関して、具体的事例に基づいた意見交換のために、研究代表者・連携研究者のほか本課題に関心を持つ弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士・臨床心理士・公認心理師・精神科医等が広く参加する場として設定したものである。2018・2019年度に各3回実施した。2020年以降1年9か月中断した。

が、2021年10月に再開し、2021年度に1回、2022年度に3回開催した。

(2) 司法ソーシャルワーク研究会

この研究会は、研究代表者・連携研究者を中心とするコアなメンバーによる意見交換の場として設定したものである。2018年度に3回、2019年度に2回開催した。この研究会の活動をより活発化し充実を図るため、同メンバーを中心にして、2019年11月、「司法ソーシャルワーク研究所」を発足させた。2020年以降対面での研究会実施が困難となり、同年6月からオンラインによる研究会を開始した。2020・2021年度に12回開催し、2022年度以降は月1回の定例オンライン研究会として定着した。

(3) 司法福祉研究・実践に関わる国際情報についての意見交換会(以下、国際情報交換会という)

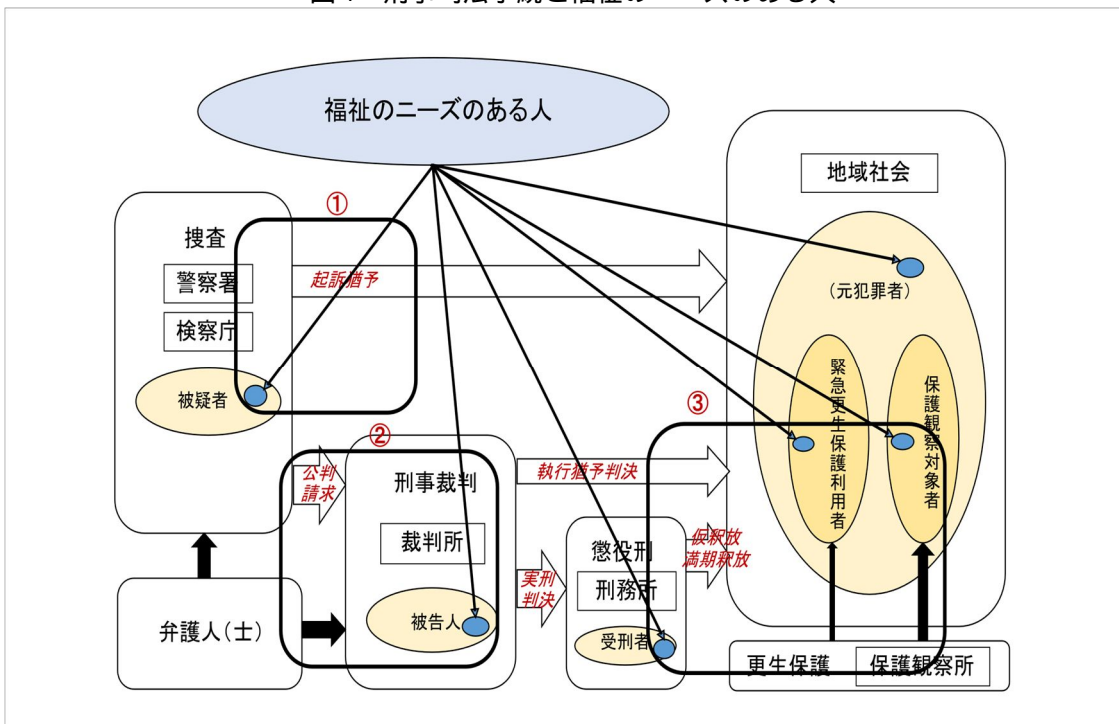
この会は、2021年3月から「Forensic Social Work」の翻訳を中心とするグループの活動として開催することにしたものである。2022年9月までに対面での会を4回開催し、それ以降オンライン会を月2回実施している。

4. 研究成果

新型コロナウイルス感染症流行による一時期の研究中断により、研究期間が当初計画より2年延長となった。研究活動5年間の成果は次のとおりである。

(1) 刑事司法手続の対象となる人は、被疑者・被告人・受刑者・保護観察対象者と呼称が変化し、対応する専門機関が次々と変わる。そして、司法機関による裁判と刑罰を執行する行政機関は切り離されており、その間の情報伝達は、刑事司法手続の進行のため必要なものに限られる。健全育成を目的とする少年司法は、審判と保護処分との執行とが連動し、少年に関わる多くの情報が司法機関から行政機関に引き継がれる柔軟な制度である。刑事司法はその役割から少年司法と方法が異なるのは当然であるが、その硬直性は、対象となる人の特性に合わせた方法を採用することができなかつたり、保健医療・福祉などの社会サービスに結び付けることができなかつたりする結果を生じさせる。とりわけ問題になるのが、福祉のニーズのある人である。それをわかりやすく示したのが図1である。

図1 刑事司法手続と福祉のニーズのある人



(2) 2009年からの地域生活定着支援センター設置をはじめとして、刑事司法手続に社会福祉士・精神保健福祉士等ソーシャルワーカー(以下、ソーシャルワーカーという)を関与させる動きが、大きな広がりを見せている。刑事司法各段階における状況を概観したのが表1である。刑事施設退所者の再犯率は徐々に下がっており、これは表1に示す政策の効果であると考えられる。

表 1 刑事司法手続の各段階でのソーシャルワーカーの関与

刑事司法手続の段階	ソーシャルワーカーの関与 (位置づけ)	現状
捜査 公訴提起	〔入口支援〕 検察官等への障害、認知症等要介護の状態、起訴猶予後の福祉サービス利用に係るアドバイス	2017 年度から地方検察庁の社会福祉支援室の設置、社会復帰アドバイザーの採用 2021 年度から地域生活定着支援センターの業務として実施可能に
裁判	〔入口支援〕 弁護士等の依頼による情状の調査 更生支援計画書の作成 法廷証言	2014 年から単位弁護士会と都道府県社会福祉士会との連携・協定（一部）
受刑（矯正）	〔出口支援〕 刑務所の社会福祉士等による釈放前の指導としての福祉的支援（特別調整等）の実施	2008 年から矯正施設への福祉専門官、社会福祉士・精神保健福祉士の採用 2009 年から地域生活定着支援センターの設置
更生保護	〔出口支援〕 地域での保護観察官・保護司との協働 更生保護施設での福祉的支援	2009 年から地域生活定着支援センターの設置 更生保護施設への社会福祉士等の採用
再犯防止推進法による政策 (元犯罪者)	保健医療・福祉サービス利用の促進等のための取組	国の「再犯防止推進計画」(2018～2022 年度) 地域再犯防止推進モデル事業(2018～2020 年度) 都道府県・市町村での「再犯防止推進計画」策定が進む

- (3) 「NPO 法人静岡司法福祉ネット明日の空」(静岡県)等先進的な刑事司法とソーシャルワークの協働モデルを構築した事業には次のような性格がある。
- ・刑事司法のどの段階の対象者かを問わず、福祉ニーズがあって、その当該本人が支援要請した場合に必ずソーシャルワーカーが対応している。
 - ・裁判段階の被告人に対するソーシャルワーカーの関わりを重視している。
 - ・法律専門職とソーシャルワーカーのコミュニケーションが不断に行われている。
 - ・刑事手続終了後も、本人に福祉に関わる支援要請がある限りソーシャルワーカーは関与を続ける。本人の希望があれば、元当事者として支援する側の援助者となる。

ただ、次のとおり課題も多い。

- ・刑事司法に関わるソーシャルワーカーの層が薄く、将来に向けて事業継続への展望が持てない。
- ・多くの部分をソーシャルワーカーあるいは法律専門職のボランティア活動に頼っており、活動を支える財源が不安定である。
- ・法律専門職の多数はいまだに刑事司法へのソーシャルワーカーの関与に関する知識が乏しい。
- ・ソーシャルワーカーの中でも刑事司法の対象となった人に対する偏見がある。

表 1 に示したとおり、刑事司法手続の各段階においてソーシャルワーカーの活用が国の政策として推し進められている。しかし、この政策は各段階を貫くものではなく、また制度的にも財政的にも脆弱である。ソーシャルワーカーが何を目的にして、どういうふうに関わるのかを強く意識しておかなければ、刑事司法の都合に合わせた矮小化された活動に止まってしまう。実際、調査研究においてそのような事例が多く報告された。目指すべきは、いまだ数少ないが実際に存在する先進的な協働モデルの良い点を取り入れ、その課題を克服する方向であろう。政策としての刑事司法手続全体へのソーシャルワーカーの関与の検討においても同様の方向性が必要である。

本研究において、研究継続が求められる課題が明確になった。それは裁判段階における新たな資源開発の必要性である。裁判の場でのソーシャルワーカーの関与は乏しい(後述する調査により実態が明らかになった)。しかし、裁判は対象となる人にとって人生を左右する重大な場であり、とりわけ福祉ニーズのある被告人にはソーシャルワーカーの関与は必須である。必要な被告人に対して手当てできる仕組みが全国規模で展開されるならば、矯正・更生保護におけるソーシャルワーカーの活動はさらに活性化し、ひいては元犯罪者の再犯を防止する有効な手段となると考える。

以上のとおり課題は明確になったが、それを克服する仕組みづくりを考える上での基礎的データが現状ではほとんどない。そもそも福祉ニーズのある被告人がどの程度存在しているかが不明である。そのため、このような活動に参加するソーシャルワーカーのマンパワーがどれくらい必要かわからず、そのために必要な財政も算出できない。

本研究において明確になった課題は、本研究代表者が数名の研究分担者と共に 2021 年

度に開始した科学研究費基盤研究(B)「刑事裁判の弁護活動へのソーシャルワーク専門職の関与のあり方に関する総合的研究」(以下、「21H00799 研究」という)に引き継がれた。本研究の活動として行ってきた司法ソーシャルワーク研究集会、司法ソーシャルワーク研究会、国際情報交換会は、2022 年度以降、「21H00799 研究」の活動として実施されている。

- (4) 本研究期間中一貫して、アメリカ合衆国の司法ソーシャルワークの実情の把握に努めてきた。NOFSW(全米司法ソーシャルワーク機構)の活動を見ると、いくつかの州の法律専門職とソーシャルワーカーの協働は成熟しており、その中でソーシャルワーカーは新たな資源開発を積極的に行っている。日本の社会福祉士・精神保健福祉士とアメリカのソーシャルワーカーは歴史・制度が大きく異なるので、アメリカの活動を直輸入することはできない。しかし、司法領域で活動するソーシャルワーカーが有する課題に共通点は多く、NOFSW の発信する情報を日本のこの分野の活動に応用できるよう整理する必要がある。「Forensic Social Work」の翻訳作業は道半ばであり、この活動も「21H00799 研究」に引き継がれて実施されている。
- (5) 当初の研究計画では予定していなかったが、最も資源開発が求められる裁判段階の弁護士と社会福祉士の協働の実態を明らかにする必要から、2020 年度に「刑事弁護への社会福祉士の関与に関する調査」を実施した。51 単位弁護士会・47 都道府県社会福祉士会に書面照会を行い、前者 32・後者 22 の回答を得た。刑事弁護に社会福祉士が関わる協定・連携ルールがあるのは、試行中を含め 10 にとどまっていた。裁判段階のソーシャルワーカーの関与は、地域による不均一が大きく、全体として非常に乏しい現状であることが、浮き彫りになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤原正範	4. 巻 11
2. 論文標題 記念講演「再犯防止とソーシャルワーク」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中部社会福祉学研究	6. 最初と最後の頁 2-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤原正範	4. 巻 95
2. 論文標題 ソーシャルワーク鑑定の可能性 - 「対人ネット」8年間の取組から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事弁護	6. 最初と最後の頁 72-73
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 藤原正範	4. 巻 6-1
2. 論文標題 司法領域における地域移行・地域定着の実際	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 精神保健福祉学	6. 最初と最後の頁 65-72
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計11件（うち招待講演 1件／うち国際学会 5件）

1. 発表者名 藤原正範・正木祐史・須藤明・松田和哲
2. 発表標題 特定少年、犯情と要保護性
3. 学会等名 日本司法福祉学会司法福祉研究集会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 藤原正範
2. 発表標題 元家裁調査官の社会福祉士が考える近未来の少年司法・刑事司法
3. 学会等名 第32回全国付添人経験交流集会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 藤原正範
2. 発表標題 刑事弁護への社会福祉士の関与に関する調査（報告）
3. 学会等名 日本司法福祉学会オンライン研究集会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 藤原正範
2. 発表標題 社会的養護における福祉と司法 - 司法機関の立場から -
3. 学会等名 全国家庭養護推進ネットワーク第3回FLECフォーラム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Hiroki Toi, Masanori Fujiwara, Masaki Shimmyo, Tomoki Saito
2. 発表標題 Advancing Forensic Social Work for justice-Involved People in Japan; The Challenges and the Next Steps
3. 学会等名 2019N0FSW Conference（2019年全米司法ソーシャルワーク機構大会）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Akira Sutoh, Kazuaki Hashimoto
2. 発表標題 The Significance of Psychological Professionals Testifying in Criminal Trials in Japan
3. 学会等名 2019NOFSW Conference (2019年全米司法ソーシャルワーク機構大会) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yasuhiro Murao
2. 発表標題 Paradox of Victim Consciousness
3. 学会等名 2019NOFSW Conference (2019年全米司法ソーシャルワーク機構大会) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 新名雅樹・藤原正範・飯田智子・古川隆司
2. 発表標題 司法福祉領域における居住支援 - 住み続けるためのソーシャルワークとは -
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会 (鈴鹿大会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 古川隆司・藤原正範
2. 発表標題 「Forensic Social Work (2nd edition)」の翻訳と訳語について
3. 学会等名 日本司法福祉学会第20回全国大会 (鈴鹿大会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Masanori Fujiwara, Takashi Furukawa
2. 発表標題 Current Status of Japanese Forensic Social Work and Issues to Be Addressed
3. 学会等名 SWSD201(2018年ソーシャルワーク・社会開発世界合同会議) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Suto akira, Masanori Fujiwara, Kazuaki Hashimoto, Yasuhiro Murao
2. 発表標題 The role of social worker in facillitating the rehabilitation of offenders in Japan
3. 学会等名 SWSD201(2018年ソーシャルワーク・社会開発世界合同会議) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 小崎恭弘・田邊哲雄・中典子編、藤原正範他14名著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 晃洋書房	5. 総ページ数 211
3. 書名 第4版子ども家庭福祉論	

1. 著者名 村尾泰弘編、藤原正範他16名著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 217
3. 書名 Q&A離婚・再婚家庭と子どもを知るための基礎知識	

1. 著者名 藤原正範・小林英義	4. 発行年 2019年
2. 出版社 生活書院	5. 総ページ数 200
3. 書名 過去から未来に語りかける社会的養護 - 叶原土筆・平井光治の思索と実践に学ぶ -	

1. 著者名 特定非営利活動法人日本子どもNPOセンター	4. 発行年 2018年
2. 出版社 エイデル研究所	5. 総ページ数 267
3. 書名 子どもNPO白書2018(第2号)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	橋本 和明 (HASHIMOTO KAZUAKI) (80434687)	国際医療福祉大学・医療福祉学研究科・教授 (32206)	
研究協力者	村尾 泰弘 (MURAO YASUHIRO) (30308126)	立正大学・社会福祉学部・教授 (32687)	
研究協力者	須藤 明 (SUTOH AKIRA) (20584238)	文教大学・人間科学部・教授 (32408)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	古川 隆司 (FURUKAWA TAKASHI) (60387925)	追手門学院大学・社会学部・教授 (34415)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関